七　迎賓館周辺地域

期間	平成二十九年十一月六日
地域	東京都千代田区　紀尾井町（四番から七番）、麹町六丁目 東京都港区　元赤坂一丁目、元赤坂二丁目 東京都新宿区　四谷一丁目、若葉一丁目（十番から二十四番）、若葉三丁目、南元町
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、元赤坂二丁目に接する国道二四六号線（青山通り）の部分を除く。

○外務省告示第三百七十号

アメリカ合衆国大統領一行の来日に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月二日

外務大臣　河野　太郎

一　横田飛行場

期間	平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで
対象外国公館等の所在地	東京都福生市
対象外国公館等の区域	大字福生二五五二番地
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十五度四十六分十八秒、東経百三十九度二十分五十九秒の点 二　北緯三十五度四十六分十八秒、東経百三十九度二十分四十一秒の点 三　北緯三十五度四十六分三十五秒、東経百三十九度二十分十四秒の点 四　北緯三十五度四十五分十三秒、東経百三十九度十九分四十五秒の点 五　北緯三十五度四十三分三十二秒、東経百三十九度二十分二十四秒の点 六　北緯三十五度四十三分十七秒、東経百三十九度二十分四十四秒の点 七　北緯三十五度四十三分十七秒、東経百三十九度二十分五十二秒の点 八　北緯三十五度四十三分三十八秒、東経百三十九度二十一分二十七秒の点 九　北緯三十五度四十四分二秒、東経百三十九度二十一分三十六秒の点 十　北緯三十五度四十三分五十六秒、東経百三十九度二十二分十三秒の点

二　霞ヶ関カンツリー倶楽部

期間	平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで
対象外国公館等の所在地	埼玉県川越市
対象外国公館等の区域	大字笠幡三三九八（次の図面に示す部分に限る。）
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十五度五十四分三十五秒、東経百三十九度二十四分五十七秒の点 二　北緯三十五度五十四分三十七秒、東経百三十九度二十四分三十九秒の点 三　北緯三十五度五十四分二十一秒、東経百三十九度二十四分十五秒の点 四　北緯三十五度五十四分十秒、東経百三十九度二十三分四十六秒の点 五　北緯三十五度五十三分四十三秒、東経百三十九度二十三分二十八秒の点 六　北緯三十五度五十三分十五秒、東経百三十九度二十三分四十三秒の点 七　北緯三十五度五十三分十八秒、東経百三十九度二十三分五十九秒の点 八　北緯三十五度五十三分三十四秒、東経百三十九度二十四分十五秒の点 九　北緯三十五度五十三分三十五秒、東経百三十九度二十四分二十九秒の点 十　北緯三十五度五十三分五十三秒、東経百三十九度二十五分一秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

三　赤坂プレス・センター

期間	平成二十九年十一月五日から平成二十九年十一月七日まで
対象外国公館等の所在地	東京都港区
対象外国公館等の区域	六本木七丁目二十三番 六本木七丁目二十三番（次の図面に示す部分に限る。）
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。